

委託業務における成績評定の選択制の取扱い（試行）

1 対象業務

当初業務委託料（税込み）が、100万円を超え500万円未満の農林土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、森林整備、現場施工管理等の委託業務は除く）を対象とする。

2 選択制の取扱い

- （1）対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- （2）発注者は、受注者が評定の実施を希望しない場合、徳島県農林水産備部委託業務成績評定要領（以下「要領」という。）第2条にかかわらず評定を行わないものとする。
- （3）発注者は、受注者が評定の実施を希望した場合、要領第3条から第9条に基づき評定を行うものとする。
- （4）履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

3 適用時期

令和3年5月1日以降に入札公告又は指名通知を行う農林土木工事に係る委託業務から適用する。